

2025年1月6日

新設分割に関する事後開示書面

東京都港区西新橋一丁目7番14号
ビジネスコーチ株式会社
代表取締役 細川馨

東京都港区西新橋一丁目7番14号
コーポレートコーチ株式会社
代表取締役 森川駿

ビジネスコーチ株式会社(以下「分割会社」という。)は、2024年11月8日付の新設分割計画に基づき、2025年1月6日付をもってコーポレートコーチ株式会社(以下「新会社」という。)を新たに設立し、分割会社の人材開発事業に関する権利義務を承継させる新設分割手続(以下「本件分割」という。)を行いました。本件分割に関する、会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号、並びに会社法施行規則第209条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 新設分割が効力を生じた日

2025年1月6日

2. 株主の差止請求に関する手続の経過

本件分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、会社法第805条の2の適用がありませんので、分割会社の株主は、会社法第805条の2に基づいて本件分割をやめることを請求する権利は有しておりません。

3. 分割会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

本件分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、会社法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続(会社法第806条の規定による手続)は実施しておりません。

4. 分割会社における新株予約権の買取請求に関する手続の経過

本件分割に際して、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続(会社法第808条の規定による手続)は実施しておりま

せん。

5. 分割会社における債権者保護手続の経過

本件分割により分割会社から新会社へ承継する債務については、重畠的債務引受の方法により承継することから、分割会社の債権者は、当該承継債務について本件分割後も分割会社に対して債務の履行を請求することができるため、本件分割について異議を述べることができません。そのため、債権者保護に関する手続(会社法第 810 条の規定による手続)は実施しておりません。

6. 本件分割により新会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、新設分割計画書の記載に従い、本件分割の効力発生日である 2025 年 1 月 6 日をもって分割会社より人材開発事業に関する権利義務を承継致しました。なお、承継した資産の額は 67,050 千円、負債の額は 0 円(いずれも概算値)であります。

7. その他本件分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以 上

2025年1月6日

新設分割に関する事後開示書面

東京都港区西新橋一丁目7番14号
ビジネスコーチ株式会社
代表取締役 細川馨

東京都港区西新橋一丁目7番14号
エグゼクティブコーチ株式会社
代表取締役 出口亮輔

ビジネスコーチ株式会社(以下「分割会社」という。)は、2024年11月8日付の新設分割計画に基づき、2025年1月6日付をもってエグゼクティブコーチ株式会社(以下「新会社」という。)を新たに設立し、分割会社のエグゼクティブコーチングを中心とした人材開発事業に関する権利義務を承継させる新設分割手続(以下「本件分割」という。)を行いました。本件分割に関する、会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号、並びに会社法施行規則第209条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 新設分割が効力を生じた日

2025年1月6日

2. 株主の差止請求に関する手続の経過

本件分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、会社法第805条の2の適用がありませんので、分割会社の株主は、会社法第805条の2に基づいて本件分割をやめることを請求する権利は有しておりません。

3. 分割会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

本件分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、会社法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続(会社法第806条の規定による手続)は実施しておりません。

4. 分割会社における新株予約権の買取請求に関する手続の経過

本件分割に際して、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありません。

で、新株予約権買取請求に関する手続(会社法第 808 条の規定による手続)は実施しておりません。

5. 分割会社における債権者保護手続の経過

本件分割により分割会社から新会社へ承継する債務については、重疊的債務引受の方法により承継することから、分割会社の債権者は、当該承継債務について本件分割後も分割会社に対して債務の履行を請求することができるため、本件分割について異議を述べることができません。そのため、債権者保護に関する手続(会社法第 810 条の規定による手続)は実施しておりません。

6. 本件分割により新会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、新設分割計画書の記載に従い、本件分割の効力発生日である 2025 年 1 月 6 日をもって分割会社よりエグゼクティブコーチングを中心とした人材開発事業に関する権利義務を承継致しました。なお、承継した資産の額は 43,333 千円、負債の額は 0 円(いずれも概算値)であります。

7. その他本件分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上

2025年1月6日

新設分割に関する事後開示書面

東京都港区西新橋一丁目7番14号
ビジネスコーチ株式会社
代表取締役 細川馨

東京都港区西新橋一丁目7番14号
B-Connect 株式会社
代表取締役 杉本博史

ビジネスコーチ株式会社(以下「分割会社」という。)は、2024年11月8日付の新設分割計画に基づき、2025年1月6日付をもってB-Connect株式会社(以下「新会社」という。)を新たに設立し、分割会社のマーケティング事業・人材開発事業に関する権利義務を承継させる新設分割手続(以下「本件分割」という。)を行いました。本件分割に関する、会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号、並びに会社法施行規則第209条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 新設分割が効力を生じた日

2025年1月6日

2. 株主の差止請求に関する手続の経過

本件分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、会社法第805条の2の適用がありませんので、分割会社の株主は、会社法第805条の2に基づいて本件分割をやめることを請求する権利は有しておりません。

3. 分割会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

本件分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、会社法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続(会社法第806条の規定による手続)は実施しておりません。

4. 分割会社における新株予約権の買取請求に関する手続の経過

本件分割に際して、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続(会社法第808条の規定による手続)は実施しておりま

せん。

5. 分割会社における債権者保護手続の経過

本件分割により分割会社から新会社へ承継する債務については、重畠的債務引受の方法により承継することから、分割会社の債権者は、当該承継債務について本件分割後も分割会社に対して債務の履行を請求することができるため、本件分割について異議を述べることができません。そのため、債権者保護に関する手続(会社法第 810 条の規定による手続)は実施しておりません。

6. 本件分割により新会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、新設分割計画書の記載に従い、本件分割の効力発生日である 2025 年 1 月 6 日をもって分割会社よりマーケティング事業・人材開発事業に関する権利義務を承継致しました。なお、承継した資産の額は 18,150 千円、負債の額は 0 円(いずれも概算値)であります。

7. その他本件分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以 上